

学校伝染病による出席停止のお知らせ

下記の表内に記載されています疾病は、学校保健法第 12 条の規定により、出席停止をしていただくものです。
病気が治りましたら、登園許可証明書を医師に記入してもらい、園へご提出下さい。

種	○印	伝 染 病 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
1		病名()	治癒するまで。
2		新型コロナウイルス	発症から5日間。許可証不要(症状により対応が変わります)
		インフルエンザ	解熱した後3日を経過するまで。許可証不要
		百日咳	特有の咳(せき)が消失するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。
3		コレラ	症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の伝染病 ()	

※ 学校保健法12条には、「校(園)長は、伝染病にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、
学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

見本 登園許可証明書

沼津学園第一幼稚園 園長 様

組 氏名

1. 病名を記入して下さい。

2. 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は伝染する恐れがなくなりましたので、登校(園)しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師名 印